

船舶事故調査報告書

令和7年7月9日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年6月12日 07時30分ごろ（日本時間）
発生場所	パプアニューギニア独立国ポートモレスビー港西南西方沖 Basilisk Passage Range 前灯から真方位250° 90.9海里 (M) 付近 (概位 南緯10° 00.9′ 東経145° 44.9′)
事故の概要	漁船第一二八海形丸は、西進中、リーフに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年12月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一二八海形丸、479トン
船舶番号、船舶所有者等	142133、海形水産株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）（旧就業範囲） 漁労長、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	船底に凹損等、推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び漁労長ほか23人（日本国籍6人、インドネシア共和国籍17人）が乗り組み、タスマン海等の漁場においてまぐろ延縄漁の操業を行った後、ポートモレスビー港西方沖の漁場に着了した。</p> <p>漁労長は、ポートモレスビー港の西南西方約90M沖にあるリーフ（Eastern Fields、以下「本件リーフ」という。）の北端（南緯10°）から北方約12M以上離れた緯度を西進する投縄の計画を、漁場の海域を書き留めたノート（以下「漁場のノート」という。）へ事前に記載した。</p> <p>船長は、パプアニューギニアの周辺海域を航行するとき、GPSプロッターの航海用電子参考図の水路情報を記録したメモリーカードをオーストラリア等海域からパプアニューギニア等海域に切り替えた。</p> <p>単独で船橋当直についた漁労長は、約9ノットの対地速力で北進して投縄を開始し、その後、針路を約300°（真方位、以下同じ。）とし、更に漁場のノートに記載した予定経路の緯度を航行しようと針路を270°とし、投縄を続けながら航行した。</p> <p>漁労長は、GPSプロッターで前路に航行の障害となる浅瀬等がないことを確認して西進を続け、船首方に白波が見えたので、魚の群れが跳ねていると思い、減速して針路を少し左に転じたところ、しばらく</p>

	<p>くして船体に衝撃を感じ、周囲を見て本船が乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、衝撃を感じて昇橋し、使用海図を確認して、本件リーフに乗り揚げたことを知った。</p> <p>漁労長は、主機の後進操作を繰り返して本船の離礁を試みたが、離礁できず、乗組員から船体に浸水がないことの報告を受けた後、A社担当者に本事故の発生を報告するとともに海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、救助を待っていたところ、強風により自然離礁した後、A社が手配した引船によりポートモレスビー港にえい航された。</p> <p>漁労長は、本件リーフ北端から北方約12M以上離れた緯度を南緯10°と誤って、漁場のノートに予定経路の緯度として記録したまま、操業前に予定経路を海図で確認していなかった。</p> <p>船長は、GPSプロッターに使用する各メモリーカードの海域範囲を確認していなかったため、パプアニューギニア等海域の水路情報が記録されたメモリーカードに本件リーフ付近の情報が含まれていないことに気付かなかった。なお、オーストラリア等海域の水路情報が記録されたメモリーカードには、本件リーフ付近の情報が含まれていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.4m、船尾約2.5～3.0mであった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、西進中、漁労長が、本件リーフの位置情報が入っていないGPSプロッターを使用していたことから、本件リーフの存在に気付かず、本件リーフに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターに使用する各メモリーカードの海域範囲を確認していなかったことから、パプアニューギニア等海域の水路情報が記録されたメモリーカードに本件リーフ付近の情報が含まれていないことに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、西進中、漁労長が、本件リーフの位置情報が入っていないGPSプロッターを使用していたため、本件リーフの存在に気付かず、本件リーフに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁労長は、操業を行う場合、事前に水路調査を行うだけでなく、針路を変更する前に海図を使用して、予定経路が浅瀬等から十分に離れていることを確認すること。 ・船長は、GPSプロッターに使用する航海用電子参考図の水路情報が記録されたメモリーカードを交換する場合、航行予定海域に適合していることを確認すること。